

肉用牛緊急特別対策事業実施要綱

令和7年2月28日付け6農畜機第7688号

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により子牛価格が低下し繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、意欲ある和子牛生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備するとともに、食肉処理施設の老朽化・稼働率の低下が課題となる中、食肉等の高度な衛生管理体制の整備等を促進し食肉流通の円滑化を図る必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、和子牛産地の基盤強化に資する取組を実施する和子牛生産者を支援する事業及び食肉処理施設において必要不可欠な浄化槽・冷蔵設備等を整備・改修する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産の健全な発展に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業の内容等

1 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業

和子牛の平均価格が発動基準価格を下回った場合に、離島等（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、鹿児島県奄美市、同県大島郡及び沖縄県の区域をいう。）の特性に適切に配慮の上、産地の基盤強化に資する取組を実施する和子牛生産者を支援する事業であって、別添1のとおりとする。

2 食肉処理高度化緊急特別対策事業

既設の食肉処理施設において、2施設以上が集荷、販売及び流通等に関する連携計画を策定した場合に、食肉等の高度な衛生管理体制の整備等の促進のための浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援する事業であって、別添2のとおりとする。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるところによる。

附 則（令和7年2月28日付け6農畜機第7688号）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。